

災害時における「道の駅花ロードえにわ」の防災拠点化に関する協定書

北海道開発局札幌開発建設部長（以下「甲」という。）と恵庭市長（以下「乙」という。）とは、災害時において「道の駅花ロードえにわ」を防災拠点として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、「道の駅花ロードえにわ」を防災拠点として利用することにより、地域住民及び道路利用者の避難支援及び安全確保を図ることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設等）

第2条 防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）甲が所有する「道の駅花ロードえにわ」の駐車場
- （2）乙が所有する「道の駅花ロードえにわ」の本体施設及び駐車場
- （3）「道の駅花ロードえにわ」の敷地内に甲及び乙が設置保管する資機材等

（災害発生時等における施設の開放）

第3条 乙は、前条第1号及び第2号に定める対象施設を、避難場所として恵庭市地域防災計画に位置づけるものとする。

2 乙は、災害発生時等において、前条第2号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のために延長するとともに、状況に応じて24時間開放するよう努めるものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第4条 甲及び乙は、「道の駅花ロードえにわ」を防災拠点として利用するために必要な次に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- （1）災害情報の収集提供
- （2）地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援
- （3）防災拠点として必要な資機材等の整備
- （4）防災拠点として必要な維持・管理
- （5）その他防災拠点の機能として必要な事項

（利用に係る通知）

第5条 甲及び乙は、「道の駅花ロードえにわ」を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に対し、その旨を事前に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(利用料及び維持管理)

第6条 災害発生時等における第2条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

2 第2条に規定する対象施設の維持管理は、原則として、施設整備等の費用負担を行った者が実施するものとする。

(対象施設の破損時の対応)

第7条 防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係る費用の負担方法については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長されたものとし、その後も同様に扱うものとする。

(その他協定以外の事項)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年4月22日

甲 国土交通省北海道開発局
札幌開発建設部長 本田 幸一

乙 恵庭市
恵庭市長 原 田 裕